**令和６年度**　**野洲市中小企業融資制度に関する利子補給制度　申請要領**

１　申請期間（期限厳守）　　　※土曜日・日曜日・祝日を除く。

**令和６年６月３日（月）から令和６年７月３１日（水）　※８：３０～１７：１５の間**

２　対象となる融資制度

（１）野洲市小規模企業者 小口簡易資金

（２）滋賀県経営支援資金 小規模企業者枠（旧滋賀県経営安定資金を含む。）

（３）滋賀県セーフティネット資金（新規枠・借換枠）

※上記（３）は、**平成２０年１０月３１日～令和６年３月３１日の間に**中小企業信用保険法第２条第５項第1号～第８号及び第６項のいずれかに該当し、**市町長の認定を受けた事業者が対象**

３　対象となる利子

令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの償還利子

４　利子補給の要件

 　　対象となる融資制度（上記２）を利用し、**次の各号すべてに該当**する事業者

1. 令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、融資に係る利子の支払いがあったこと。

②**申請時点**で野洲市内で事業を営む個人、又は、野洲市内に主たる事業所を有し、かつ野洲市内で事業を営む法人であること。

③市町村税及び国民健康保険税を完納していること。

④融資金に係る元利金を遅滞なく返済し、融資制度に係る契約を誠実に履行していること。

⑤対象となる融資制度（上記２）のうち、**（３）滋賀県セーフティネット資金の利用者に限り**、**１事業者当たり１口のみ**、**申請が可能**

 　※令和５年度中にこのセーフティネット資金を借換えた場合、借換え後の資金も対象です。

※融資金の借入れに係る利子の償還について、他の市町村等から同様の補助金等の交付又は交付決定を受けている事業者は利子補給を受けることはできません。

５　利子補給金の率　**年０．４％**

 （年度内の支払利子の合計(円)×0.4％÷融資利率（％）で算出されます。）

　　　　　　　　**※ただし、対象となる融資制度（上記２）のうち（３）滋賀県セーフティネット資金は、限度額 ５万円**

　　　　　　　　※１円未満は切り捨て

　６　申請手続の流れ

上記に該当する方は、下記７の提出書類を、**申請期間内に商工観光課まで持参**してください。

　(郵便での申請は受理できません。また、受付期間以外の申請も受理できません。)

**【申請書類の入手方法】**　　※５月中旬頃から配布・掲載予定。

①野洲市のホームページからダウンロードする。

②野洲市商工観光課、野洲市商工会（**北部合同庁舎**）で受け取る。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※北部合同庁舎の所在地：野洲市西河原2400番地

　７　提出書類（６種類）

①　利子補給金　交付申請書　　　　　　　　　 (１口につき１部）

②　利子償還完了証明書　　 　　　　　　　　 （１口につき１部）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※全ての申請者分を一括で金融機関に照会します。

③ 融資制度がわかる返済明細書の写し　　　　…　　「金融機関からの明細書」の写し

④　市町村税及び国民健康保険税を完納していることが分かる納税証明書 **… 通称「完納証明」**

　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　　　⇒**（申請が何口かあっても原本１部）**

**【注意】完納証明書発行のため、申請時点で納税後約14日以内の方は「納付を確認できる証明書等（領収書）を必ず税務課にお持ちください。**

⑤　利子補給金　交付請求書（１口につき１部）※事前に受け取ります。

　　　 ⑥　法人：直近の法人市民税の確定申告書の写し

 　　　　個人：直近の所得税の確定申告書の写し

　８　留意事項

　　　期間内に申請を受け付けても上記の要件に該当しないことが判明した場合、利子補給を受けることは出来ません。